

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○ 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）	1
○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）	4

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）

（輸出の承認）

第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出

一の二 別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする輸出

一の三 別表第二の三（第一号の二、第二号フからモまで、第二号の二及び第三号を除く。）に掲げる貨物（別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三五の四まで、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とする輸出

一の四 別表第二の三に掲げる貨物（別表第二の一、二〇から二一の三まで、二五、三五から三七まで、四〇、四一及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）のロシアを仕向地とする輸出

一の五 ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。第四条第二項第二号へにおいて同じ。）を仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄に掲げる貨物を除く。）の輸出

一の六 ベラルーシを仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三（第一号の二、第二号フからモまで、第二号の二及び第三号を除く。）に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）

一の七 ロシアを仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）

二 外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約（当該委託加工貿易契約に係る加工の全部又は一部が経済産業大臣が定める加工（以下「指定加工」という。）に該当するものに限る。）による貨物（当該委託加工貿易契約に係る加工で指定加工に該当するものを使用される加工原材料のうち、経済産業大臣が指定加工の区分に応じて定める加工原材料で当該指定加工に該当する加工に係るものに限る。）の輸出

2 経済産業大臣は、別表第二の三〇及び三三の項の中欄に掲げる貨物について前項第一号の規定による承認をするには、あらかじめ、農林水産大臣の同意を得なければならない。

3 経済産業大臣は、別表第二の三五の二の項（二）及び四三の項の中欄に掲げる貨物については、他の法令による輸出の許可又は確認を受けている場合に限り、第一項の規定による承認をするものとする。

別表第二の三（第二条、第四条関係）

一・一の二（略）

二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前二号に掲げる貨物を除く。）

- イ 集積回路、アナログデジタル変換器、マイクロ波用機器及びミリ波用機器の部分品、弾性波を利用する信号処理装置及びその部分品、一次セル、二次セル、太陽電池セル、超電導電磁石、超電導材料を用いた装置並びに放電管
- ロ 電子式の試験装置、アナログ方式又はデジタル方式の記録装置並びにオシロスコープ及びその部分品
- ハ 周波数変換器、質量分析計、フラッシュ放電型のエックス線装置及びその附属装置並びにこれらの部分品、パルス増幅器、信号発生器、遅延時間測定装置、クロマトグラフ並びに分光計
- ニ 半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組立品の製造用の装置並びにこれらの部分品及び附属品
- ホ 半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組立品の試験装置及び検査装置並びにこれらの部分品及び附属品
- ヘ レジスト
- ト 電子計算機及びその附属装置並びにこれらの部分品
- チ 通信装置並びにその部分品及び附属品
- リ チに掲げる貨物の試験装置
- ヌ 通信装置用の光ファイバーの材料となる物質
- ル 暗号装置及びその部分品
- ヲ 音波を利用した水中探知装置及び船舶用の位置決定装置並びにこれらの部分品
- ワ 光検出器及びその部分品並びに光検出器を用いた装置
- カ 電子式のカメラ及びその部分品
- ヨ 光学フィルター並びにふっ化物のファイバーケーブル及びその部分品
- タ レーザー発振器
- レ 磁力計及びその部分品
- ソ 重力計
- ツ レーダー及びその部分品
- ネ 信号処理装置（弾性波を利用するものを除く。）

- ナ タに掲げる貨物及びその部分品の試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品
- ラ 光検出器用の光ファイバー及び光検出器の材料となる物質
- ム ふつ化物及びこれを用いて製造した光ファイバーのプリフォーム
- ウ 慣性航法装置、方向探知機及びアビオニクス装置並びにこれらの部分品
- エ 航法装置及びアビオニクス装置の試験装置、検査装置及び製造用の装置
- ノ 船舶、水中用の観測装置その他の水中における活動用の装置及び潜水用具並びにこれらの部分品及び附属品
- オ ディーゼルエンジン並びにトラクター並びにその部分品及び附属品
- ク 航空機及びガスタービンエンジン並びにこれらの部分品
- ヤ 落下傘（可導式落下傘及びパラグライダーを含む。）並びにその部分品及び附属装置
- マ 振動試験装置及びその部分品
- ケ ガスタービンエンジンの部分品の測定装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの附属品
- フ 石油精製用の装置及び触媒
- コ 量子計算機その他の量子の特性を利用した装置及びその附属装置並びにこれらの部分品
- エ 電子顕微鏡、原子間力顕微鏡その他の顕微鏡及びこれらの顕微鏡とともに使用するように設計した装置
- テ 積層造形用の装置並びにこれに用いられる粉末状の金属及び金属合金
- ア 有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池の製造用の装置
- サ 微小な電気機械システムの製造用の装置
- キ 水素（太陽光、風力その他の再生可能エネルギーを利用して製造するものに限る。）を原料とする燃料及び変換効率の高い太陽電池の製造用の装置
- ユ 真空ポンプ及び真空計
- メ 極低温用に設計した冷却装置及びその附属装置並びにこれらの部分品
- ミ 集積回路から蓋及び封止材料を除去するための装置
- シ 量子収率の高い光検出器
- エ 工作機械及びその部分品並びに工作機械用の数値制御装置
- ヒ 電磁波による探知を困難にする機能を向上させる材料、ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金その他の先端的な材料

モ 導電性高分子、半導電性高分子及び電界発光の性質を有する高分子
二の二・三 (略)

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）
（輸出の許可等）

第四十八条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、同項の特定の種類の貨物を同項の特定の地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

3 経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。